

○厚生労働省 告示第一号
国土交通省 告示第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、旅館業に係る事業分野別指針（平成二十八年 厚生労働省 告示第二号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 石井 啓一

旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する告示

旅館業に係る事業分野別指針（平成二十八年 国土交通省 告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 国 際	各 国 際
<p>第1 現状認識</p> <p>平成28年3月、政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)の中で「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切った。このビジョンでは、2020年に、訪日外国人旅行者数4000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円、日本人国内旅行消費額21兆円等の目標を掲げている。また、観光の力で、地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革する必要があるとしている。これを踏まえ、旅館業の分野でも、多くの訪日外国人旅行者を万全の体制で迎え入れる環境整備を行うと同時に、付加価値向上による客単価の向上、安定的な人材の確保等の課題を念頭に経営力向上を行うことで、国内需要の創造及びインバウンドの取り込みを目指す必要がある。</p> <p>1 市場動向</p> <p>平成28年の延べ宿泊者数は約4億9,249万人泊であり、平成26年の延べ宿泊者数約4億7,350万人泊と比べて4.0%増加している(観光庁「宿泊旅行統計調査」)。</p> <p>また、平成28年の訪日外国人旅行者数は、約2,404万人(平成26年比+79.2%)(日本政府観光局(JNTO)統計データ)、平成28年の訪日外国人旅行消費額は、推計3兆7,476億円(平成26年比+84.8%)(観光庁「訪日外国人消費動向調査」)と、近年大幅に増加しており、日本の旅館業にとって訪日外国人旅行者の取り込みがますます重要になっている。また、平成28年の外国人延べ宿泊者数は約6,939万人泊(平成26年比+54.8%)で、延べ宿</p>	<p>第1 現状認識</p> <p>平成28年3月、政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)の中で「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切った。このビジョンでは、2020年に、訪日外国人旅行者数4000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円、日本人国内旅行消費額21兆円等の目標を掲げている。また、観光の力で、地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革する必要があるとしている。これを踏まえ、旅館業の分野でも、多くの訪日外国人旅行者を万全の体制で迎え入れる環境整備を行うと同時に、付加価値向上による客単価の向上、安定的な人材の確保等の課題を念頭に経営力向上を行うことで、国内需要の創造及びインバウンドの取り込みを目指す必要がある。</p> <p>1 市場動向</p> <p>平成26年の延べ宿泊者数は約4億7,350万人泊であり、平成22年の延べ宿泊者数約4億1,305万人泊と比べて14.6%増加している(観光庁「宿泊旅行統計調査」)。</p> <p>また、平成26年の訪日外国人旅行者数は、約1,341万人(平成22年比+55.8%)(日本政府観光局(JNTO)統計データ)、平成26年の訪日外国人旅行消費額は、推計2兆278億円(平成22年比+76.5%)(観光庁「訪日外国人消費動向調査」)と、近年大幅に増加しており、日本の旅館業にとって訪日外国人旅行者の取り込みがますます重要になっている。また、平成26年の外国人延べ宿泊者数は約4,482万人泊(平成22年比+62.9%)で、延べ宿</p>

泊者数全体に占める外国人宿泊者数の割合は14.1%(平成26年比+4.6ポイント)となり、平成23年から増加傾向にある(観光庁「宿泊旅行統計調査」)。

一方、平成28年の日本人延べ宿泊者数は約4億2,310万人泊であり、平成26年の日本人延べ宿泊者数約4億2,868万人泊と比べて1.3%減少している(観光庁「宿泊旅行統計調査」)。しかし、平成28年の国内旅行消費額は約20兆9,547億円(平成26年比+13.8%)であり、そのうち宿泊旅行消費額が約16兆335億円(平成26年比+15.4%)、日帰り旅行消費額は約4兆9,212億円(平成26年比+8.6%)と増加傾向にある(観光庁「旅行・観光消費動向調査」)。

2 産業構造・業態の特徴

旅館業法(昭和23年法律第138号)では、旅館業を「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」の3種類に大別している(旅館業法の一部を改正する法律(平成30年法律第84号)の施行の日(平成30年6月15日)前は、「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」の4種類に大別していた。)

旅館業の施設数は、平成28年度末で79,842施設であり、平成26年度末の78,898施設に比べて1.2%増加している。

旅館業のうちホテル営業の施設数は、平成28年度末で10,101施設(平成26年度比+2.2%)、旅館営業の施設数は39,489施設(平成26年度比-5.8%)であった。また、総客室数で見ると、ホテル営業は平成28年度末で869,810室(平成26年度比+4.2%)、旅館営業は691,962室(平成26年度比-2.5%)となっている(厚生労働省「衛生行政報告例」)。ホテル営業

者数全体に占める外国人宿泊者数の割合は9.5%(平成22年比+2.8ポイント)となり、平成23年から増加傾向にある(観光庁「宿泊旅行統計調査」)。

一方、平成26年の日本人延べ宿泊者数は約4億2,868万人泊であり、平成22年の日本人延べ宿泊者数3億8,554万人泊と比べて11.2%増と、数の面では増加している(観光庁「宿泊旅行統計調査」)。しかし、平成26年の国内旅行消費額は約18兆4,204億円(平成22年比-9.9%)であり、そのうち宿泊旅行消費額が約13兆8,909億円(平成22年比-9.6%)、日帰り旅行消費額は約4兆5,295億円(平成22年比-10.5%)と減少傾向にある(観光庁「旅行・観光消費動向調査」)。

2 産業構造・業態の特徴

旅館業法(昭和23年法律第138号)では、旅館業を「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」の4種類に大別している。

旅館業の施設数は、平成26年度末で78,898施設であり、平成21年度末の82,952施設に比べて4.9%減少している。

旅館業のうちホテル営業の施設数は、平成26年度末で9,879施設(平成21年度比+2.0%)、旅館営業の施設数は41,899施設(平成21年度比-14.4%)であった。また、総客室数で見ると、ホテル営業は平成26年度末で834,588室(平成21年度比+4.6%)、旅館営業は710,019室(平成21年度比-10.3%)となっている(厚生労働省「衛生行政報告例」)。ホテル営業

の施設数及び客室数が毎年増加する傾向にある一方で、旅館営業の施設数及び客室数は毎年減少している。

また、簡易宿所営業の施設数は、平成28年度末で29,559施設（平成26年度比+12.2%）、下宿営業の施設数は693施設（平成26年度比-10.1%）となっている。簡易宿所営業の施設数が毎年増加している一方で、下宿営業の施設数は、毎年減少する傾向にある。

3 経営の特徴

一 人材の確保

宿泊業の常用雇用者に占める正社員・正職員以外の雇用者数の割合は、52.9%と他産業に比べて高い水準にある（総務省「平成28年サービス産業動向調査」）。

また、労働時間が長く、賃金が低いことなどから、従業員の定着率が低い。今後は、さらなる少子高齢化の進展により、若年層の人口が一層減少することから、いかにして安定的に人材を確保するかが課題である。

二～五（略）

第2 経営力向上の実施方法に関する事項

旅館業は、資本集約型産業であり、需要量に応じて事業の縮小・拡大を行うことが簡単にはできないため、稼働率及び付加価値の向上による客単価の改善を図っていくことが事業の大きな要素となる。また、その一方で、労働者が不足していると判断する事業者が多い。そこで、労働者1人当たりの生産性の向上を図る観点や、賃金上昇を維持する観点から、労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものの。以下同じ。）を指標として経営力向上

の施設数及び客室数が増加する傾向にある一方で、旅館営業の施設数及び客室数は毎年減少している。

また、簡易宿所営業の施設数は、平成26年度末で26,349施設（平成21年度比+12.5%）、下宿営業の施設数は771施設（平成21年度比-11.3%）となっている。簡易宿所営業の施設数が毎年増加している一方で、下宿営業の施設数は、減少する傾向にある。

3 経営の特徴

一 人材の確保

旅館業の常用雇用者に占める正社員・正職員以外の雇用者数の割合は、55%と他産業に比べて高い水準にある（総務省「平成26年経済センサス・基礎調査」）。

また、労働時間が長く、賃金が低いことなどから、従業員の定着率が低い。今後は、さらなる少子高齢化の進展により、若年層の人口が一層減少することから、いかにして安定的に人材を確保するかが課題である。

二～五（略）

第2 経営力向上の実施方法に関する事項

旅館業は、資本集約型産業であり、需要量に応じて事業の縮小・拡大を行うことが簡単にはできないため、稼働率及び付加価値の向上による客単価の改善を図っていくことが事業の大きな要素となる。また、その一方で、労働者が不足していると判断する事業者が多い。そこで、労働者1人当たりの生産性の向上を図る観点や、賃金上昇を維持する観点から、労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものの。以下同じ。）を指標として経営力向上

を実施することが望ましい。経済や雇用への影響や人手不足の現況を踏まえると、分母となる労働投入量を維持した上で生産性向上を実現することが重要である。加えて、分子となる付加価値の増大にはサービス品質を高めることが重要であることから、勤怠管理、会計管理等のサービス提供に間接的に関わる業務の労働投入量を減らしながらサービス品質の向上に注力することを目指すことが望ましい。また、労働生産性を精緻に把握するためには、各従業員の正確な労働時間を把握・管理していくことが重要である。

以上の点を踏まえ、事業者の提出する経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が5年間である場合には、5年後までに労働生産性を計画策定の前年と比較して2%以上向上させることを目標として設定しなければならない。なお、計画期間が3年間の場合は1%以上向上させることを、4年間の場合は1.5%以上向上させることを目標として設定しなければならない。

経営力向上計画の実施においては、現に有する経営資源を利用する場合のほか、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合があります。いずれの場合も上記の労働生産性の向上を支援に当たったの判断基準とする。加えて、後者の場合、中小企業者等の事業承継を促進する観点から、中小企業者等が事業承継等（法第2条第10項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

を実施することが望ましい。経済や雇用への影響や人手不足の現況を踏まえると、分母となる労働投入量を維持した上で生産性向上を実現することが重要である。加えて、分子となる付加価値の増大にはサービス品質を高めることが重要であることから、勤怠管理、会計管理等のサービス提供に間接的に関わる業務の労働投入量を減らしながらサービス品質の向上に注力することを目指すことが望ましい。また、労働生産性を精緻に把握するためには、各従業員の正確な労働時間を把握・管理していくことが重要である。

以上の点を踏まえ、事業者の提出する経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が5年間である場合には、5年後までに労働生産性を計画策定の前年と比較して2%以上向上させることを目標として設定しなければならない。なお、計画期間が3年間の場合は1%以上向上させることを、4年間の場合は1.5%以上向上させることを目標として設定しなければならない。

第3 経営力向上の内容に関する事項

- 1 (略)
- 2 経営力向上の取組内容に関する事項

一 (略)

二 経営力向上に関する取組内容

経営力向上計画の作成に当たって、現に有する経営資源又は他の事業者から取得した又は提供された経営資源に関し、中堅事業者はイ①からへまでの事項から3つ以上、中規模事業者はイ①からへまでの事項から2つ以上、小規模事業者はイ①からへまでの事項から1つ以上の事項を選んで実施しなければならない。なお、※は小規模事業者に特に推奨される取組を示す。

イ～ホ (略)

ハ 経営資源の組合せ

現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の有効な組合せによる一体的な活用

第4 海外において経営力向上のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

- 1 (略)
- 2 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。なお、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

3 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等を促進するものとする。

4～8 (略)

第3 経営力向上の内容に関する事項

- 1 (略)
- 2 経営力向上の取組内容に関する事項

一 (略)

二 経営力向上に関する取組内容

経営力向上計画の作成に当たって、中堅事業者はイ①からホ⑩までの事項から3つ以上、中規模事業者はイ①からホ⑩までの事項から2つ以上、小規模事業者はイ①からホ⑩までの事項から1つ以上の事項を選んで実施しなければならない。なお、※は小規模事業者に特に推奨される取組を示す。

イ～ホ (略)

(新設)

第4 海外において経営力向上のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

- 1 (略)
- 2 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(新設)

3～7 (略)

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

旅館業の分野について、法第34条第1項の認定の申請をした者が、事業分野別指針に適合すると認められるための要件は、1及び2に掲げるとおりとする。

1～3 (略)

第6 (略)

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

旅館業の分野について、法第26条第1項の認定の申請をした者が、事業分野別指針に適合すると認められるための要件は、1及び2に掲げるとおりとする。

1～3 (略)

第6 (略)

附 則

この附則は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二十号)の施行の日(平成三十一年十月九日)から適用する。